

社会福祉法人 中央共同募金会

会 長 村 木 厚 子 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和7年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和8年6月17日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 決議に特別の利害関係を有する評議員及び理事の確認について

法第45条の9第8項及び第45条の14第5項において、評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係を有する評議員及び理事は議決に加わることができないと定められているところ、これらの確認が十分に行われていないことが認められたため、今後はそれぞれから確認書を徴収するなど、必要な確認を行うこと。

(2) 会計監査人に対する監査報告の通知について

社会福祉法施行規則第2条の34(昭和26年厚生省令第28号)に基づき、会計監査人設置法人の特定監事は、期限までに特定理事及び会計監査人に対し計算書類に係る監査報告の内容を通知しなければならないが、会計監査人に対し通知していないことが確認されたため、期限までに通知すること。

(3) 会長の職務執行状況報告について

法第45条の16第3項及び定款第19条第5項に基づき、理事長である会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないため、今後は必要な報告を行うこと。

(4) 評議員及び役員の報酬等について

職務執行の対価として受ける財産上の利益は報酬等に該当することから、評議員会、理事会等に出席する場合の日当として支払われる費用について、定款及び規程の見直し等、所要の措置を講ずること。

(5) 公印管理について

公印を使用する際には、公印取扱規程に基づく適切な公印管理を行うこと。